

「横浜市契約規則」の一部改正について

1 目的

令和2年4月より民法が改正されることを受け、契約解除、かし担保責任及び違約金に関する規定の変更について、また令和2年10月より建設業法が改正されることを受け、監理技術者に関する規定の変更や、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止に関する規定が追加されることによる変更が必要となりますが、これらを工事請負契約約款等へ反映させるにあたって必要な改正を行います。

2 改正を予定する規則

横浜市契約規則

3 改正概要

(1) 民法改正に合わせる改正

契約解除に関する規定（第44条から第47条まで）、かし担保に関する規定（第83条及び第96条）については契約約款等で規定しており、民法改正による規定の変更は当該約款等で反映させることとし、契約規則からは削除します。また、違約金に関する規定（第49条）については、民法改正において債務者に帰責事由がない場合に債務者は債務不履行に基づく損害賠償責務を負わない旨の規定が設けられたことを踏まえ、契約の相手方の責めに帰することができない事由による債務不履行の際は、破産管財人等による契約の解除の場合を除き、違約金を請求しない規定とします。

(2) 建設業法改正に合わせる改正

監理技術者に関する規定（第59条第5項及び第6項、並びに第60条第1項及び第3項）、また著しく短い工期による請負契約の締結の禁止に関する規定が追加されることで本規則において影響が及ぶ箇所（第69条第2項）については契約約款等で規定しており、民法改正による規定の変更は当該約款等で反映させることとし、契約規則からは削除します。